

表彰

山口県町村選挙管理
委員会連合会 表彰

青山常次

山口県警察本部長 表彰

正出道治

郵便による請求は定額小為替で

このほど、戸籍手数料令が改正され、五月一日から戸籍の謄、抄本の手数料は、枚数に関係なく一通につき二〇〇円になります。改訂される手数料のおもなものは、後記のとおりです。

戸籍の謄、抄本は200円に

戸籍の謄、抄本等を郵便で請求されるときは、必ず現金書留か、郵便局の定額小為替で手数料を納めてください。特に、

定額小為替は百円単位の送金に便利で、千円以下の送金の場合料金はずかすから、手軽に利用できます。なお、郵便切手で手数料を納めることはできないことになっていきますので、よろしく御協力をお願いします。

区分	手数料額
戸籍の謄・抄本 一通	二〇〇円
除籍の謄・抄本 一通	三〇〇円
戸籍の記載事項証明	

同和問題講座

(4)

同和地区の歴史(二)

一 差別の拡大

江戸時代最下位の身分の人々への差別が強くなりはじめたのは、元禄時代(一七〇〇年頃)以後からです。それは賤民取締り令という形で打ち出されました。それには、二つの大きいわけがあります

第一には、財政困窮からくる幕藩体制の動揺を防ぐためです。江戸幕府ができて戦争もないおだやかな生活が続いて、元禄時代というようにはなやかな浪費の世相が生まれました。それは当然財政の行きまりとなり、農民への年貢取立ての強化、商人への重課税として下への圧迫となりました。それだけでなくとも苦しい農民たちの不満

は怒りへと転じます。そこで考えられたことは幕藩体制の軸となる身分制度の乱れを防ぎ、これを引締めることでした。それは最下位の人人へのしめつけで「このような世の中の乱れはお前たちの身のほど知らぬふるまいによるのだ。」という原因のすりかえをし、賤民取締り令が出されはじめたのです。

第二には、最下位の勢力の増大です。身分制度を軸とする幕藩体制は一応確立されたのですが、その厳しさに耐えられない人も多くなり、そうした人たちが最下位の人となりその数は増大するばかりでした。また、最下位の人の中から経済的、社会的に認められる人たちも輩出し実力が増大されました

この勢力の増大に対しても取締り令によるしめつけが必要となりました。(これに対しては、他に脱賤民化や住居の分散化などもほどこされました。)

こうして出されたはじめた賤民取締り令が、差別の強化拡大という内容としておしつけられたのです。山口県の毛利藩では、第一回賤民取締り令(一七一三年)で呼称を「えた」と定めています。第二回では髪のかき方を定め、第三回には商売は「自今皮革の外きつと差留め候」と定め、差別の内容をしいだいに強めています。最後の取締り令は明治維新二五年前(一八四三年)で、それまで何回となく出し続けられ、わたしたちが聞かされた差別の実態まで強化拡大されたのです。ずつと昔からあつたあたりまえの差別ではなく、江戸時代中ごろより政治の力でわざわざつくられてきた差別だったのです(三隅町同和教育推進委員会)

証明事項 一件 一〇〇円
除籍の記載事項証明
証明事項 一件 二〇〇円
受理証明書 一通 一〇〇円
上質紙使用の婚姻届
等の受理証明書 一通 八〇〇円
戸籍簿の閲覧 一戸籍 一〇〇円
除籍簿の閲覧 一戸籍 二〇〇円
届書類の閲覧 書類一件 一〇〇円

二級築建士試験

県では、次の要領で二級築建士の試験を行います。

受付期間 五月十七日から五月二十一日まで

受付場所 県建築課(山口市滝町一―一)

受験資格 建築士法第十五条に該当するもの

試験日時 ①(学科) 七月二十四(土) 九時~十六時三十分
②(設計製図) 九月十九日(日) 十二時~十六時三十分

試験会場 ①(学科) 山口市吉田一六六七番地の一
山口大学教養部
②(設計製図) 吉敷郡小郡町仁保津
山口県立山口農業高等

人権相談の開設

一、日時 昭和五十一年五月十日(月) 午前十時から午後三時まで

二、場所 三隅町公民館

三、相談担当者 人権擁護委員 法務局職員

危険物取扱試験の実施

一、試験の日時及び場所 ①日時 昭和五十一年六月十八日(金) 午前十時から 九時三十分までに集合し(受付完了のこと)

②場所 長門市長門地区消防本部 三階、講堂

受験申込書の請求先 山口県建築士会(山口市大手町五一四) またはその支部(おむね各市役所建築主管課内)

二、受験願書の提出期限 五月十九日、長門地区消防本部提出
郵送の場合は、当日の消印があれば有効とする。
詳細については長門地区消防本部へおたずね下さい。